

# 令和2年臨時休開市日について

## 1 青森市中央卸売市場取引委員会専門部会開催日及び結果

(1) 水産部会 10月28日(月)開催

臨時休開市日は、東京市場を基本としつつ、労働環境の改善や市場取引の実情を踏まえ、5月3日(日)を臨時開市日、7月29日(水)を臨時休市日とする。

(2) 青果部会 10月24日(木)開催

臨時休開市日は、東京市場と同様とする。

## 2 臨時休開市日等の詳細

部 名	水産物部	青果部
臨時休市日数	41	45
臨時休市日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜、祝日を含めて週休2日制とすることを目標とし、原則として水曜日に臨時休市日とする。</li> <li>・実施日(両部共通)</li> </ul>	
	1月8日(水)、22日(水)、29日(水) 2月5日(水)、19日(水) 3月4日(水)、11日(水)、25日(水) 4月1日(水)、8日(水)、15日(水)、22日(水) 5月13日(水)、20日(水)、27日(水) 6月3日(水)、10日(水)、17日(水)、24日(水)	7月1日(水)、8日(水)、15日(水) 8月7日(金)、14日(金)、15日(土)、19日(水)、26日(水) 9月2日(水)、9日(水)、16日(水) 10月7日(水)、14日(水)、21日(水)、28日(水) 11月11日(水)、18日(水) 12月2日(水)、9日(水)、16日(水)、23日(水)
臨時開市日数	3	3
臨時開市日 祝日でも需要が見込まれる開市日	5月3日(日)、7月24日(金)、9月22日(火)	5月4日(月)、7月24日(金)、9月21日(月)
年 末	条例どおり12月31日 休市	
年 始	条例どおり1月1日～4日 休市	
5月連休	5月3日 臨時開市 5月4日～6日 条例どおり休市	5月4日 臨時開市 5月3日、5日、6日 条例どおり休市
8月(お盆期間)	8月14日～15日 臨時休市	8月14日～15日 臨時休市
年間開市日数	258日 (-1)	254日 (±0)
年間休市日数	108日 (+2)	112日 (+1)

※ ( ) 内の数字は、前年(令和元年)との増減

## 3 東京市場、仙台市場との相違点

	青 森		東京市場		仙台市場	
	水産物部	青果部	水産物部	青果部	水産物部	青果部
年間開場日数	258日	254日	257日	254日	259日	254日
備 考	5月3日:開市 5月4日:休市 7月29日:休市 7月31日:開市 9月30日:開市		5月3日:休市 5月4日:開市 7月29日:開市 7月31日:休市 9月30日:休市		5月3日:休市 5月4日:開市 7月29日:休市 7月31日:開市 9月30日:休市	

# 令和2年青森市中央卸売市場水産物部臨時休開市日

## 水産物部

営業日数 258 日  
特記事項

20 日

1 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

21 日

2 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

22 日

3 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

21 日

4 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

21 日

5 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

22 日

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

22 日

7 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

20 日

8 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

22 日

9 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

23 日

10 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

21 日

11 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

23 日

12 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

凡  は条例上の休市例 ( 70 日 )  
 は臨時休市 ( 41 日 )  
 は臨時開市 ( 3 日 )

# 令和2年青森市中央卸売市場青果部臨時休開市日

## 青果部

営業日数 254 日

特記事項

19 日

1 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

21 日

2 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

22 日

3 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

21 日

4 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

21 日

5 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

22 日

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

22 日

7 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

20 日

8 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

20 日

9 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

23 日




10 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

21 日

11 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

22 日

12 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

凡  は条例上の休市例 ( 70 日 )  は臨時休市 ( 45 日 )  は臨時開市 ( 3 日 )

# 令和2年(2020年)における臨時休開市日の設定について

[青果部・水産物部]

全国中央卸売市場協会

令和2年における中央卸売市場の臨時休開市日の設定については、これまでの経緯や市場を取り巻く社会経済環境の変化、市場関係団体からの要請、市場の公共性や地域の実情等を考慮したうえで、以下の方針に基づいて各開設者が具体的に設定するものとする。

## 設定方針

### 1 市場の年間休業日数と臨時休業日

- (1) 臨時休場日の設定については、昨今の社会経済情勢を踏まえ、市場業者の労働環境の確保や市場取引の活性化の観点から、日曜・祝日等を含めて、最低限完全週休2日を想定した年間休業日数を確保することを目標とする。
- (2) なお、上記の年間休業日数には、8月の盆休みや年末年始の休業日も含めることを基本とするが、産地や実需者の状況、市場業者の経営環境や市場の特性を踏まえ、上記目標に上乘せして休業日数を設定することも可能とする。

### 2 臨時休業日の設定

- (1) 臨時休業日は、原則として水曜日に設定することとする。
- (2) 8月の盆休みを除き、臨時休業日の設定により週3回以上の休業日となる場合には、原則としてこれを行わない。

### 3 連休における臨時開場日の設定

二日以上連続した休業日においては、生鮮食料品等の商品特性や安定供給、産地及び市場の流通事情も考慮したうえで、必要に応じて臨時開場日を設定するものとする。

### 4 臨時休開市日の全国統一など

- (1) 臨時休開市日は、できるだけ全国的に統一して実施できるよう各都市連携し、努力する。ただし、それぞれの市場の特性や地域の実情に応じた対応も可能とする。
- (2) 青果部と水産物部を併せ持つ市場にあっては、総合市場としての機能確保と利用者の利便性の確保の観点から、できるだけ臨時休開市日を統一することが望ましいが、その市場特性や実情に応じて両部門の異なる取扱も可能とする。

### 5 臨時休業日の設定に伴う対応

臨時休業日の設定に当たっては、休場日における小売支援のための連携方法等について、市場関係者と協議・調整を行い、卸売市場の機能確保に努めるものとする。

### 6 臨時休開市日の周知徹底

決定された臨時休開市日については、市場関係者等に周知徹底を図り、万全を期するものとする。

## 青森市中央卸売市場業務条例の一部改正について (令和2年第1回定例会提出予定案件)

### 1. 改正理由

平成30年6月に卸売市場法の一部改正を公布(施行は令和2年6月)したことに伴い、本市卸売市場の業務条例の改正を行う。

### 2. 改正法の目的

卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

### 3. 改正法の概要

項目	現行法	改正法
国の役割	卸売市場整備促進等 ・卸売市場の適正な配置、整備指標 ・適正かつ健全な運営の確保(卸売市場の開設、卸売業務、取引規制を定める)	基本方針を示し、指導・検査監督する ・卸売市場の業務の運営に関する基本的事項 ・卸売市場の施設に関する基本的事項 ・その他卸売市場に関する重要事項
卸売市場整備計画	卸売市場整備計画は国が定める	削除
開設主体	都道府県、人口20万人以上の市	民間も可能
国の関与	国による開設者の認可	国による開設者の認定
公正な取引環境の確保	売買取引の原則	引き続き、卸売市場の「共通ルール」として位置付け
	差別的取扱の禁止	
	売買取引の方法	
	売買取引の条件の公表	
	法で規制(売買取引は、公平かつ効率的でなければならない)	
	法で規制(卸売業者は出荷者、仲卸業者等を差別してはならない)	
	法で規制(品目区分を設定。せり売り、一定割合を相対売りとする等)	
	法で規制(卸売業者は、取扱物品の引渡方法等、売買取引の条件を公表)	

【資料 1】

公正な取引環境の確保	受託拒否の禁止	法で規制（販売委託があった場合は、正当な理由がなければ拒否できない）	引き続き、卸売市場の「共通ルール」として位置付け
	決済の確保	法で規制（支払期日等業務条例に定める方法による）	
	売買取引結果等の公表	法で規制（卸売業者は卸売予定数量、卸売結果を公表）	
公正な取引環境の確保	第三者販売の原則禁止	法で規制（卸売業者は、市場内の仲卸業者、売買参加者以外に卸売をしてはならない）	原則、廃止 ただし、関係者の意見を聴くなど公正な手続きを踏み、基本方針に反しない範囲において、卸売市場毎に定めることができる
	直荷引きの原則禁止	法で規制（仲卸業者は、市場内の卸売業者以外から買い入れて販売してはならない）	
	商物一致の原則	法で規制（卸売業者は、市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはならない）	
	自己買受の禁止	法で規制（卸売業者は、許可を受けた生鮮食料品等について、卸売の相手方として買い受けてはならない）	

4. 条例改正に向けた市場関係者との検討状況

卸売市場ごとに定めることができるとされた「第三者販売の禁止」「直荷引きの禁止」「商物一致」等、市場取引業務全般について、卸売業者や仲卸業者、売買参加者の市場関係者及び開設者により検討委員会を立ち上げ、これまで11回の協議を進めてきた。

**青森市中央卸売市場業務条例の一部改正について**  
(令和2年第1回定例会提出予定案件)

**条例改正の概要（主な改正内容）**

■青森市中央卸売市場業務条例

章	節	改正前 条番号	条見出し	主な項目	改正 内容	主 な 理 由
1	-	2	定義	取引参加者	新設 (号新設)	改正法で、業務規程の遵守対象者等に取引参加者の名称が追加され、その範囲を明確にするため、新たに規定する。
		6	開場等の時間	・開場の時間 ・せり売等開始時間	変更	開場時間は実態である24時間に合わせ変更し、取引参加者にせり売、入札開始時刻を明示するため、当該内容を規定する。
2	1	-	卸売業務の許可		新設	卸売業者の許可等については、現行法により国が許可等を行っているが、改正法では当該規定が削除され、改正後は市で許可することとなるため、新たに規定する。 ※現行の国の卸売市場法の基準を引用する。
			純資産額		〃	
			卸売業務の許可の取消し		〃	
			卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割		〃	
			名称変更等の届出		〃	
			事業年度		〃	
			帳簿の区分経理		〃	

章	節	改正前 条番号	条見出し	主な項目	改正 内容	主 な 理 由
3	-	37、38	売買取引の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品毎の取引方法の規定</li> <li>・相対取引の方法の承認の規定</li> </ul>	変更	売買取引の種別の規定は継続するが、物品毎に規定しているせり売等の取引方法については、卸売業者の判断により実情に応じた柔軟な取引を可能とするため廃止し、これにより、全ての物品で全ての取引方法が選択可能となることから、例外であった相対取引の承認の規定も廃止する。
		40	卸売業者の業務の規制	卸売業者の業務の規制	削除	卸売業者が、市場外の開設区域内で行う卸売の規定は、法改正により開設区域の概念がなくなったため、当該規定を廃止する。
		41	差別的取扱いの禁止等	差別的取扱の禁止	新設 (項新設)	法改正により、「開設者は取引参加者に対し、不当に差別的取扱いをしてはいけない」ことが規定されたことにより追加する。
		42	卸売の相手方の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者販売の原則禁止</li> <li>・例外規定である卸売後の残品、他市場への卸売に係る市長の許可制</li> <li>・例外規定の輸出連携項目</li> </ul>	変更	卸売業者と仲卸業者を対置させることで公正な価格形成機能が発揮されることから市場内の取引を原則とするため、当該規定を継続する。また、第三者販売を行う場合は、迅速な取引及び事務手続きの軽減を図るため許可制から報告制とする。輸出業務は、販路拡大手法のひとつであることから新たに規定する。
		43	市場外にある物品の卸売の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商物一致の原則の規制</li> <li>・指定保管場所の規定</li> </ul>	削除	物流の効率化の観点及び、今後、商物分離取引の増加が考えられるため、当該規定は廃止する。また、前記規定を削除することから指定保管場所の規定も不要となるため廃止する。
		45	卸売業者の買受物品等の制限	卸売業者の買受物品等の制限	削除	仲卸業者等へ販売した物品に付加価値を付けたものを買受けることを可能とするため、卸売物品の買受の制限を削除する。



章	節	改正前 条番号	条見出し	主な項目	改正 内容	主 な 理 由
3	-	51	仲卸業者の業務の規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直荷引きの原則禁止</li> <li>・例外規定の直荷引きに係る市長の許可制</li> <li>・例外規定の輸出連携項目</li> </ul>	変更	直荷引きの原則禁止は、卸売業者と仲卸業者を対置させることで公正な価格形成機能が発揮されることから市場内の取引を原則とするため、当該規定を継続する。また、例外規定の直荷引きの許可制は、迅速な取引及び事務手続きの軽減を図るため報告制とし、輸出業務は、販路拡大手法のひとつであることから新たに規定する。
		52	-	仲卸業者の業務の規制	削除	仲卸業者が、市場外の開設区域内で行う卸売の規定は、法改正により開設区域の概念がなくなったため、当該規定を廃止する。
		56	卸売業者による卸売予定数量等の公表	卸売業者の売買取引の結果等の公表	変更	改正法において、卸売業者の公表事項となっているため、当該内容を規定する。
		57	開設者による卸売予定数量等の公表	開設者の売買取引の結果等の公表	変更	改正法において、開設者の公表事項となっているため、当該内容を規定する。
		62	出荷奨励金の交付	出荷奨励金の交付	変更	両奨励金の交付については、卸売業者の経営判断に任せるべき性質のものであることから、「交付できる」のみを規定し市長の承認を不要とする。
		65	完納奨励金の交付	完納奨励金の交付	変更	
6	-	-	指導及び助言	取引参加者に対する指導及び助言の規定	新設	改正法において、取引参加者を対象に指導等を行うことになったことから、新たに規定及び変更し、また、改正法における過料の規定（上限10万円）が削除されたことから、地方自治法における過料の上限（5万円）に変更する。
		74	報告及び検査	取引参加者に対する報告及び検査の規定	変更	
		75	改善措置命令	卸売業者への財務指標に基づく改善措置命令の規定	新設 (項新設)	
		76	監督処分	過料の上限	変更	

## 経営ビジョンの改訂について

### 1. これまでの流れ

年月	内容
平成 22 年 10 月	第 9 次卸売市場整備基本方針
平成 25 年 9 月	経営ビジョン策定
令和 元年 7 月	経営ビジョン見直しに係るアンケート調査  (卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者 全 11 者)
令和 元年 9 月	アンケート調査結果に関する聞き取り調査  (卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者 全 6 者)

### 2. 今後のスケジュール (予定)

年月	内容
令和 元年 11 月	取引委員会 (経過報告、意見聴取)
令和 2 年 2 月	経営ビジョン (概要版) 完成
令和 2 年 4 月～	取引委員会 (経過報告、意見聴取)
令和 2 年 9 月	経営ビジョン (本編) 完成
令和 2 年 10 月	取引委員会 (完成報告)

# 青森市中央卸売市場経営ビジョン概要

## 環境の変化

- 卸売市場を取り巻く環境の変化
  1. 全国的傾向
    - (1) 人口減少と少子高齢化の進行
    - (2) 生鮮食料品等の流通構造の変化
      - ① 専門小売店の減少と量販店の台頭
      - ② 市場外流通の増大
    - (3) 消費者意識の変化
      - ① 食料品に関する消費者ニーズの多様化
      - ② 食の安全・安心に対する消費者意識の高まり
  2. 青森市中央卸売市場の現状と課題
    - (1) 取扱量・取扱高の減少
    - (2) 市場内関係事業者の経営状況の悪化
    - (3) 施設の老朽化

## 目指すべき将来像

- 経営ビジョン策定の目的
 

青森市中央卸売市場が生鮮食料品等の流通情勢の変化に的確に対応し、その機能を十分発揮していくために、中央卸売市場の役割、機能強化、施設整備、運営のあり方等を検討し、将来的に取り組むべき基本方針を定めるものである。
- 目指すべき将来像**

**「地域に根ざした持続可能な市場」**

## I 基本方針

### ① 市場機能の強化

- (1) 取引の活性化
- (2) 品質管理及び衛生環境の向上
- (3) 環境問題への対応
- (4) 危機管理体制の確立
- (5) 空き施設等の有効利用
- (6) 人材の育成及び資質向上

### ② 販売力の強化

- (1) 生産者と共同で、地場産品の販売に取り組む
- (2) 市場全体で小売業の活性化を進める
- (3) 売上増加に向けた他市場との連携

### ③ 情報発信の強化

- (1) 消費者が求めている情報の発信
- (2) 食育・花育の普及促進を図る
- (3) 生産者や小売店等との連携による情報発信

## II 重点的な取組内容

- (1)-1 取引参加者の増加対策
- (1)-2 取引の透明性の確保
- (1)-3 せり取引の活性化
- (1)-4 各種奨励金の活用
- (1)-5 物流の効率化
- (1)-6 柔軟な取引の活用
- (2)-1 品質管理の徹底
- (2)-2 老朽化施設等の改善
- (3)-1 CO<sub>2</sub>削減に向けた取組の実施
- (3)-2 設備機器類の更新
- (4)-1 停電時における電源供給体制の整備
- (4)-2 防災に向けた取組の強化
- (5) 空き施設等の有効利用
- (6) 人材の育成及び資質向上

- (1)-1 産地育成を兼ねた市場ブランド商品の開発
- (1)-2 県産フェアへの参加や企業向け商談会の開催
- (1)-3 産地市場の強みを活かした販売
- (2)-1 地域商品をアピールし、消費者の購買意欲向上を図る
- (2)-2 小売店や飲食店向け商品の加工・調整
- (3)-1 他市場の卸売業者との市場間連携
- (3)-2 他市場と集荷共同化を検討

- (1)-1 食の安全・安心に向けた取組の発信
- (1)-2 旬の食材やレシピなど食に関する情報の発信
- (2)-1 イベントを通じた食育・花育の推進
- (2)-2 小中学校での出前講座や料理教室などを実施
- (3)-1 場内業者による円滑な情報交換の仕組みづくり
- (3)-2 産地情報や消費者情報のコーディネート